

純金積立取引規定

第 1 条(目的)

当社は、お客さまとの間で本純金積立取引規定（以下「本規定」といいます。）に基づく契約を締結し（以下「本契約」といいます。）、お客さまから金地金の買付け注文を受け、あらかじめお客さまの代表口座円普通預金から一定金額を口座振替の方法によりお支払いいただき、その金額に相当する金地金を分割して購入し、お客さまのご指示によって保管および売却をいたします。本規定は、お客さまと当社との間における金地金の売買取引および保管の委託にかかる権利義務を明確にすることを目的にします。

第 2 条(申込み)

1. 本契約の申込みは、当社 WEB サイトから受け付けます。
2. お申込みは、毎月 10 日に締切り、当社が承諾した場合には、第 3 条および第 4 条に従って申込みをした月の翌月 1 日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）より金地金の購入を開始します。毎月 11 日以降に受け付けた分については、翌月分として取り扱いません。
3. 未成年のお客さまおよび当社所定の取引基準を満たさないお客さまは、お申込みいただくことはできません。

第 3 条(購入代金・購入手数料)

1. 購入代金は、月額 1,000 円から 1,000 円単位で 1 億円以内の指定された一定金額とします。お客さまには、本契約が解約または解除されるまで、当社所定の料率による購入手数料を毎月お支払いいただきます。
2. 購入代金および購入手数料は、毎月 21 日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に代表口座円普通預金から口座振替の方法によりお支払いいただきます。この場合、当社銀行取引規定、円普通預金規定にかかわらず、これらの規定所定のお客さまによる手続きを不要とします。
3. 購入代金の預り金に対する利息はつきません。
4. 購入代金・購入手数料の引落日における代表口座円普通預金の残高（当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）が引落すべき額に満たない場合は、引落としおよび本規定第 5 条の取扱いはいたしません。なお、引落としが行われなかった翌月の引落しについては 1 か月分のみ引落しをするものとします。また、3 か月連続して引落としが行われなかった場合、引落しは自動休止されるものといたします。
5. お客さまが当社所定の基準を満たさなくなり、当社がその事実を確認した場合には、当社はすべての引落しを休止することができるものとします。
6. 解約、契約解除、不可効力により本契約を中止した場合、既に受け入れた購入手数料は返却いたしません。

第 4 条(購入方法および所有権の移転)

1. 当社は、お客さまの申込金額に応じて、購入代金引落日の翌月 1 日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）から月末日（当日が銀行休業日および 12 月 29 日、30 日（以下銀行休業日等という）の場合は前営業日）までの毎営業日（銀行休業日等を除きます。）、当社所定の店頭販売価格にて金地金（純度 99.99%以上のもの。以下同様とします。）を購入するものとします。なお、毎営業日の購入金額は、1 か月あたりの購入代金を各月の当社購入日数で割った金額とし、端数は各月の購入第 1 日目で調整します。
2. 金地金の購入は、グラム単位の小数点第 5 位までとし、小数点第 6 位以下を切り捨てます。
3. 金地金の所有権は、購入と同時にお客さまに移転し、その後、第 6 条に基づき、当社に寄託していただくこととなります。

第 5 条(増額購入)

第 3 条にかかわらず、お客さまが指定される月において年 2 回まで、1,000 円以上 1,000 円単位で増額購入を設定することができます。

第 6 条(金地金の保管)

1. 当社は、本契約に基づいて購入した金地金を、お客さまがご売却されるまで責任をもってお預りいたします。
2. 前項に定めるお預りは、消費寄託による方法とします。これにより、当社に所有権が移転し、お客さまは当社に対して、お客さまが購入した金地金と同種、同等および同量の金地金の返還請求権を有することとなります。
3. 当社は、金地金の保管を第三者（以下「業務委託先」といいます。）に委託します。
4. お客さまは、金地金を引出すことはできません。

第 7 条(金地金の一部売却)

お客さまが積み立てられた金地金の一部売却をする場合は、当社 WEB サイトよりお申込みください。この場合、当社は、売却申込前営業日現在のお客さまが積み立てられた金地金重量残を限度とし、1 グラム以上 1 グラム単位で、原則として、売却届出当日の当社所定の店頭買取価格にて買取り、売却代金を当社所定の日に代表口座円普通預金に入金します。なお、14 時 30 分までの受付分を当日扱いとし、14 時 30 分以降および銀行休業日等の受付分を翌日（銀行休業日等の場合は、次の銀行休業日等以外の日とします。）扱いとします。

第 8 条(解約)

1. お客さまが本契約を解約する場合は、当社 WEB サイトから届け出てください。
2. 解約のお届けの際にお客さまが積み立てられた金地金の残量がある場合のご精算方法は全量売却とし、毎月 10 日までに届出があった場合、当月末（当日が銀行休業日等の

場合は前営業日)まで金地金の購入を行い、当月の翌月 1 日(当日が銀行休業日等の場合は翌営業日)の当社所定の店頭買取価格にて買取させていただきます。11 日以降に受け付けた分については、翌月末(当日が銀行休業日等の場合は前営業日)まで金地金の購入を行い、翌々月 1 日(当日が銀行休業日等の場合は翌営業日)の当社所定の店頭買取価格にて買取させていただきます。売却代金のお支払いについては本規定第 7 条と同様に取扱いします。

第 9 条(購入代金の変更等)

1. お客さまが購入代金の変更または購入の一時休止を希望される場合は、当社 WEB サイトより当社に届けてください。
2. 購入代金の変更または購入の一時休止の届出は、毎月 10 日に締切り、当月の購入代金・購入手数料の引落し分より変更します。毎月 11 日以降に受け付けた分については、翌月分として取り扱います。
3. 購入の再開をする場合も、本条第 1 項および第 2 項と同様とします。

第 10 条(契約解除)

1. お客さまが次の各号の一つでも該当したことが明らかになった場合は、当社は本契約を解除できるものとします。
 - (1) お申込時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 契約者(お客さま)が死亡した場合
 - (3) 本規定のいずれかに違反した場合
 - (4) お客さまの預金口座につき、解約又は取引の停止がなされたとき
2. 前項に該当する場合は、お客さまが積み立てられた金地金を当社所定の日に当社所定の店頭買取価格にて換金し、当社所定の方法によりお支払いします。

第 11 条(譲渡・質入れの禁止)

お客さまが積み立てられた金地金の買取請求権等の本契約によるお客さまの権利は、譲渡または質入れすることはできません。

第 12 条(不可抗力)

1. 法令の改廃及び戦争・暴動等の不可抗力により本契約の継続が出来ない事由が発生したと当社が認める場合には、当社は本契約に基づく取引を中止することができるものとします。
2. 国際的な金市場および為替市場が閉鎖した場合、または業務委託先が金市場において本契約を履行するに必要な売買が行えない客観的事由がある場合には、当社はお客さまに対して何らの損害賠償義務を負うことなく、本契約に定める金地金売買取引を中止できるものとします。

第 13 条(免責事項)

当社および業務委託先が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じたとき、本契約に基づく取引およびサービスの取扱いに遅延、不能が生じてもこれによって生じた損害については当社は責任を負いません。

第 14 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 15 条(規定の変更)

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により扱うものとします。

第 16 条(サービスの変更・中止)

本契約は、金融情勢の変化等によりお客さまに事前に通知することなく、変更・中止することがあります。

第 17 条(準拠法と管轄)

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上